定 時 見 積 参 加 心 得

北海道教育庁釧路教育局

1　対象契約

釧路教育局管内の道立学校が使用する物品の購入で、１件の予定価格が１６０万円未満の次の契約とします。

（１）文具・事務用品（消耗品）、図書室用品、パソコン周辺機器の購入
（２）事務機器（備品）
（３）什器・家具
（４）台所用品・清掃用品
（５）家電製品

（(1)から(5)を以下「物品の購入」という。）

2　定時見積りの執行

（１）契約内容の提示

定時見積りに付す契約内容の提示は、次のとおり見積目録（別紙３）及び見積目録内訳（別紙３の２）を提示して行います。

ア　定時見積参加地域、地域区分及び納品先

(ｱ)　１件の予定価格が30万円未満の契約

参加地域は、本店、支店、営業所又は出張所（以下「本店等」という。）が所在する別表１に掲げる地域区分に限ります。

(ｲ)　１件の予定価格が30万円以上の契約

参加地域は、本店等が所在する別表２に掲げる地域区分とします。

イ　提示の方法

次の(ｱ)から(ｳ)に掲げる方法により提示します。

(ｱ)　北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室の所定の場所（以下「支援室」という。）において閲覧に供します。

(ｲ)　ファクシミリ又は電子メール等により送信します。

(ｳ)　見積目録には、必要に応じ仕様書、見本等を添付します。

ウ　提示の日時

(ｱ)　物品の購入契約

①　別表３「定時見積実施日程表」による毎月の目録提示日の午前９時から午後５時まで

②　その他別途指定する日時

(ｲ) 定時見積りに付すものがない日及び行事等により変更を要する日が生じた場合は、あらかじめ各参加者へ連絡します。

（２）見積書の提出方法

ア　提出方法

見積書の提出は、次の方法のいずれかによるものとし、見積目録に示した提出期限まで提出してください。

(ｱ)　支援室に設置した見積箱に投函する。

(ｲ)　郵便等により、次の住所地に送付する。

〒085－0835　釧路市浦見２丁目１－１北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

(ｳ)　ファクシミリ又は電子メールで提出する。

ファクシミリ　：0154－41－2038（釧路教育局代表ファックス）

メールアドレス：(別途指定する。)

（件名には、「○月○日定時見積り」という文字を含ませること。）

イ　見積書の提出

(ｱ)　提出する見積書の右上余白に、必ず見積目録の見積記号・番号を記載してください。

(ｲ)　見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額としてください。

なお、課税事業者にあっては見積書に消費税及び地方消費税の額を区分して記載し、免

税事業者にあっては見積書に「消費税及び地方消費税相当額を含む。」、「消費税及び地方消費税相当額込み」等の文言を記載してください。

(ｳ) 必ず品目毎に、規格、数量、単価及び金額などの内訳を記載してください。

(ｴ) 次のいずれかに該当する見積書の提出は、無効とします。

① 記載金額その他見積り要件が確認できない見積書の提出

② 記載金額（頭首金額）を加除訂正した見積書の提出

③ 記名のない見積書の提出

（３）契約の相手方の決定

ア 見積書の提出期限終了後、直ちに見積書の内容を審査の上、予定価格の範囲内で最低の価格（総価）で見積りをした参加者を契約の相手方として決定します。

イ 決定の結果は、次の方法を用いて、契約の相手方等を記載した見積目録により、決定の日の翌日までに発表します。なお、閲覧等の期間は、次回の契約内容の提示日の前日までとします。

(ｱ) 支援室において閲覧に供します。

(ｲ) ファクシミリ又は電子メール等により、当該見積りの参加者に対し送信します。

ウ 契約の相手方となるべき価格で見積書を提出した者が２人以上ある場合は、くじ（あみだくじ）引きで契約の相手方を決定します。なお、この場合、見積書を提出した者が来庁してくじを引くものとしますが、来庁できない場合は、当該契約に関係のない職員が代行してくじを引かせます。

エ 提出された見積書の金額がいずれも予定価格に達していないとき又は期限内に見積書の提出がなかったときは、２回目の定時見積りを行います。

なお、別表１の地域区分で１回目の定時見積りを行った場合は、２回目の定時見積りは予定価格に関わらず別表２の地域区分により行います。この場合ですが、定時見積りの契約内容の提示にあたっては、２回目であること及び予定価格に関わらず別表２の地域区分により行うことを明示します。

オ ２回目の定時見積りにおいて、提出された見積書の金額がいずれも予定価格に達していないとき又は期限内に見積書の提出がなかったときは、当該定時見積りを取り止めます。

なお、これらの場合も、見積目録に「不調」、「見積書の提出無し」等と記載し、見積結果として発表します。

（４）発注

契約の相手方を決定したときは、契約の相手方に対し、電話等により発注の通知と受注内容を確認します。

３ その他

契約の履行に当たり、履行遅滞、発注内容と異なる履行又は不履行などの不誠実な行為があった場合は、当該参加者の参加の停止又は取消しを行うことがあります。

別表１

地域区分	対象市町村	納　　品　　先
釧路東部Ａ地区	釧路市、釧路町、鶴居村、白糠町	釧路湖陵高等学校、釧路工業高等学校、釧路東高等学校
釧路東部Ｂ地区	厚岸町、浜中町	厚岸翔洋高等学校
釧路東部Ｃ地区	標茶町	標茶高等学校
釧路東部Ｄ地区	弟子屈町	弟子屈高等学校
釧路西部地区	釧路市、釧路町、鶴居村、白糠町	釧路江南高等学校、釧路商業高等学校、釧路明輝高等学校 阿寒高等学校、白糠高等学校、釧路養護学校、 釧路鶴野支援学校

別表２

地域区分	対象市町村	納　　品　　先
釧路管内全域	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町鶴居村、白糠町	釧路湖陵高等学校、釧路工業高等学校、釧路東高等学校
		厚岸翔洋高等学校
		標茶高等学校
		弟子屈高等学校
		釧路江南高等学校、釧路商業高等学校、釧路明輝高等学校 阿寒高等学校、白糠高等学校、釧路養護学校、 釧路鶴野支援学校